

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
日曜日、
が休日、
がと日、
たる翌
の翌)

目 次

◇訓 令 鳥取県公印規程の一部を改正する訓令 (総務課)

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令 (シ)

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (職員課)

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令 (シ)

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 (シ)

◇公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (交通企画課)

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

◇企業訓令 鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令 (総務課)

訓 令

鳥取県訓令第一号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表十の項第二号を削り、同表十二の項第三号中

鳥 取 県
福 祉 事 務
所 長 印

を

鳥 取 県 健 康
福 祉 セ ン

に改め、同項第四号中

建 築 課 長

を

住 宅 課 長

に改める。

ター所長印

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第二号

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県文書管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県文書管理規程（平成五年三月鳥取県訓令第一号）の一部を次のように改正する。
 第二条第五項中「鳥取県本庁事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号）」を「鳥取県事務処理権限規則（平成八年四月鳥取県規則第三十二号）」に改め、「並びに鳥取県地方機関等事務決裁規則（昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号）第二条」を削る。
 別表第二博覧会推進局の項を削る。

附 則
 この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第三号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号）の一部を次のように改正する。

別表二十二の項中「工業試験場」を「産業技術センター応用技術部」に改める。

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第四号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次の

ように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程（昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号）の一部を次のように改正する。

別表保健所の項第六号中「生活衛生係」を削り、同項第七号中「作業服（上衣）」

一	三六	図一のうち上衣のとおり	を	「	白衣	」	二	三六
					作業服（上衣）		一	三六

図一のうち上衣のとおり
 に改め、同項第八号中「環境保全係」を「環境衛生係及び

廃棄物対策係」に改め、同表喜多原学園の項第二号中「指導部」を「指導部」に、「主任教護及び教護」を「児童自立支援専門員」に改め、「（男子）」を削り、同項第三号中「教護部」を「指導部」に、「主任教母及び教母」を「児童生活支援員」に改め、「（女子）」を削り、同表精神保健センターの項中「精神保健センター」を「精神保健福祉センター」に改め、同表中工業試験場及び食品加工研究所の項を削り、計量検定所の項の次に次のように加える。

産 業 技 術		セ	ン
一 技術開発部産業デザイン科の業務に従事する技術職員	二 技術開発部材料開発科の業務に従事する技術職員	三 技術開発部応用電子科の業務に従事する技術職員	四 応用技術部生産技術科の業務に従事する技術職員
作業服(上衣)	白衣 作業服(上衣)	布製短靴 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)	白衣 作業服(上衣) 作業服(夏上衣) 作業服(ズボン)
二	二	二	二
四八	三六	四八	四八
図一のうち上衣のとおり	図一のうち上衣のとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうち上衣のとおり
図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり
図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
二	二	二	二
四八	三六	四八	四八
図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり
二	二	二	二
四八	三六	四八	四八
図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり
二	二	二	二
四八	三六	四八	四八
図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり	図二のとおり

タ		一	
ゴム製半長靴	安全靴	白衣	五 応用技術部食品技術科及び応用生物科の職員
一	一	二	二
三六	三六	三六	三六
		図一のうち上衣のとおり	図一のうちズボンのとおり
		図二のとおり	図二のとおり
		図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
		図二のとおり	図二のとおり
		図一のうちズボンのとおり	図一のうちズボンのとおり
		図二のとおり	図二のとおり

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

鳥取県訓令第五号

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員安全衛生管理規程(昭和五十六年三月鳥取県訓令第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中、「鳥取県博覧会推進局設置規則(平成七年三月鳥取県規則第九号)第一条に規定する博覧会推進局」を削る。

別表第二中 米子保健所

米子保健所
産業技術センター

1 1

に改める。

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和三十五年十二月鳥取県公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項の表申請書の欄中「第十八条の二」を「第十八条の四」に改め、同表に次のように加える。

運転免許取消申請書

鳥取県警察本部
運転免許課、
鳥取県自動車運
転免許試験場又
は住所地を管轄
する警察署
ただし、法第
百四条の四第一
項後段の申出を
併せて行う場合
は、鳥取県警察
本部運転免許課
又は鳥取県自動
車運転免許試験
場とする。

第十条の二中「第七十四条の二第三項」を「第七十四条の二第五項」に改める。

第十条の四中「第七十四条の二第四項」を「第七十四条の二第六項」に改める。

第十四条中「又は第一百一条第二項後段（法第一条の二第三項、第一百一条第三項又は第一百七条の四第三項において準用する場合を含む。）」を削り、「第十八条の二」を「第十八条の四」に改める。

第二十条中「第一百二条第一項」を「第一百二条第三項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とする。

別記様式第一号から別記様式第十二号までの規定中「滞」を「滞」に改める。

別記様式第六号中「第74条の2第4項」を「第74条の2第6項」に改める。

別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の三を削る。

附 則

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十年三月三十一日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 徹

鳥取県公安委員会規則第三号

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表鳥取県若美警察署の項中「岩美町岩本警察官駐在所」を「岩美町大谷警察官駐在所」に、「岩美町大字岩本」を「岩美町大字大谷」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の吉方交番の項を削り、同表鳥取県鳥取警察署の立川交番の項中「鳥取市立川町五丁目」を「鳥取市立川町四丁目」に、「立川町一丁目」を「吉方温泉三丁目、吉方温泉四丁目、興南町、吉方、南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目、立川町一丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の大榎交番の項中「掛出町」及び「尚徳町」を削り、「御弓町」の下に「大工町頭」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の若桜橋交番の項中「弥生町」の下に「吉方温泉二丁目、吉方温泉三丁目」を加え、「大工町頭」を「掛出町、尚徳町」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取駅交番の項中「（一般国道五三号以西）」の下に「富安」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の湯所交番の項中「秋里、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目」を「浜坂の一部（通称山城地区）、江津、秋里の一部（千代川以东）」に改め、同表鳥取県

鳥取警察署の湖山町交番の項中「湖山町南五丁目」の下に「秋里の一部（千代川以西）、千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目、安長の一部（千代川以西）、南安長二丁目、南安長三丁目、商栄町、徳吉の一部（通称南城北団地）」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の雲山交番の項中「久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家、新」を「新、吉成の一部（一般国道五三号以东で、かつ、大路川以北）、大覚寺、的場、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市大覚寺警察官駐在所の項中「的場、的場一丁目、的場二丁目、的場三丁目、的場四丁目」及び「大覚寺、数津の一部（県道八坂鳥取停車場線以西）、叶、叶一丁目、富安」を削り、「（一般国道五三号以东）」を「（一般国道五三号以东で、かつ、大路川以南）」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市浜坂警察官駐在所の項中「浜坂、浜坂一丁目」を「浜坂の一部（通称山城地区を除く）、浜坂一丁目」に改め、「浜坂七丁目」の下に「浜坂八丁目」を加え、「江津」を削り、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市美萩野警察官駐在所の項中「鳥取市三津」を「鳥取市美萩野二丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市布勢警察官駐在所の項中「徳尾、徳吉」を「徳尾の一部（一般国道五三号以西）、徳吉の一部（一般国道五三号以西及び西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（以下単に「山陰本線」という。）以北（通称南城北団地を除く）、緑ヶ丘二丁目、緑ヶ丘三丁目」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市古海警察官駐在所の項中「安長の一部（千代川以西）」を「徳尾の一部（一般国道五三号以东）、徳吉の一部（一般国道五三号以东で、かつ、山陰本線以南）」を加え、「商栄町」を削り、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市国安警察官駐在所の項中「数津の一部（県道八坂鳥取停車場線以东）」を「叶、叶一丁目、数津」に改め、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市桂木警察官駐在所の項中「海蔵寺」及び「広岡、紙子谷、祢宜谷、香取」を削り、「南栄町」の下に「久末、越路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家」を加え、同表鳥取県鳥取警察署の鳥取市若葉台警察官駐在所の項中

鳥取市若葉台

鳥取市若葉台

南六丁目

に、「若葉台北六丁目」を「若葉台北四丁目、若葉台北六丁目、海蔵寺

広岡、紙子谷、祢宜谷、香取」に改め、同表鳥取県浜村警察署の項中「青谷町山根警察官駐在所」を「青谷町早牛警察官駐在所」に、「青谷町大字山根」を「青谷町大字早牛」に改め、同表鳥取県倉吉警察署の北条町警察官駐在所の項中「北条町大字田井」を「北条町田井」に改め、同表鳥取県八橋警察署の大栄町由良宿警察官駐在所の項中「西日本旅客鉄道株式会社山陰本線（以下単に「山陰本線」という。）」を「山陰本線」に改め、同表鳥取県米子警察署の東福原交番の項中「米子市東福原」を「米子市東福原一丁目」に改め、同表鳥取県米子警察署の皆生交番の項中「米子市皆生」を「米子市皆生温泉二丁目」に、「皆生、皆生温泉一丁目」を「皆生一丁目、皆生二丁目、皆生三丁目、皆生四丁目、皆生五丁目、皆生六丁目、皆生温泉二丁目」に改め、「上福原」の下に、「上福原一丁目、上福原二丁目、上福原三丁目、上福原四丁目、上福原五丁目、上福原六丁目、上福原七丁目」を加え、「東福原」を削り、「国道四三二号」を「一般国道四三二号」に改め、同表鳥取県境港警察署の項中

昭和田交番	境港市昭
日ノ出町交番	境港市日

道四三二号」に改め、同表鳥取県境港警察署の項中

和町

境港市のうち

花町、岬町、入船町、東雲町、上道町の一部（市道灘道線以東）、昭和町、中野町

ノ出町

境港市のうち

上道町の一部（市道灘道線以西）、馬場崎町、明治町、大正町、中町、末広町、本町、栄町、松ヶ枝町、日ノ出町、京町、朝日町、相生町、東本町、元町、湊町

境港駅前交番

境港市大正町

境港市のうち

花町、岬町、入船町、東雲町、上道場崎町、明治町、大正町、中町、末枝町、日ノ出町、京町、朝日町、相町、蓮池町、浜ノ町、弥生町、米川

町、昭和町、中野町、馬
広町、本町、栄町、松ヶ
生町、東本町、元町、湊
町

に改め、同表鳥取県境港警察署の外江町交番の項中「蓮池

町、浜ノ町、弥生町、米川町、」を削り、同表鳥取県境港警察署の境港市竹内町警察官駐在所の項中「竹内町」の下に、「高松町の一部（西日本旅客鉄道株式会社境線（以下単に「境線」という。）以東）、竹内団地」を加え、同表鳥取県境港警察署の境港市誠

道町警察官駐在所の項中「高松町」を「高松町の一部(境線以西)」に改め、「新屋町の一部(市道三軒屋高松線以北)」、「畜産団地」及び「三軒屋町」を削り、同表鳥取県境港警察署の境港市小篠津町警察官駐在所の項中「新屋町の一部(市道三軒屋高松線以南)」を「新屋町」に改め、「畜産団地」を削り、「幸神町」の下に「三軒屋町」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

企 業 局 訓 令

鳥取県企業局訓令第一号

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県企業局公印規程等の一部を改正する訓令

(鳥取県企業局公印規程の一部改正)

第一条 鳥取県企業局公印規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第二号)の一部を次のように改正する。

別表の所長印の項中「発電集中管理所長」を「東部事務所長」に改め、同表の企業出納員印の項中「(十) 十八 西部事務所の企業出納員」を「(十) 十八 東部事務所」に改め、同表の専用知事印の項中「(二)」を「(三)」に改め、同表の企業出納員に改め、同表の専用知事印の項中「(二)」を「(三)」に改め、同表

の契印の項中「(三)」を「(四)」に改め、同表のひな形中

鳥取県企業局発電集中管理所長印

を (六)

鳥 取 県

企業局東部事務所長印

に、(十)

鳥取県企業局西部事務所出納員印

を (十)

鳥取県企業局東部事務所出納員印

(三)

鳥取県企業局西部事務所出納員印

に、(三)

(鳥取県企業局被服貸与規程の一部改正)

第二条 鳥取県企業局被服貸与規程(昭和三十八年五月鳥取県企業訓令第八号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第二条、第六条関係)

被服の貸与を受けることのできる職員	種 類	数 量	貸与期間(月)	摘 要
一 東部事務所において発電集中制御業務に従事する職員	作業上着(冬上着) 作業上着(夏上着) 作業スボン	二 二 二	四八 四八 四八	
二 事業所において発電所の保守管理業務に従事する職員	運動靴 作業上着(冬上着) 作業上着(夏上着) 作業スボン 作業帽 運動靴又は地下足袋 雨がつば	一 二 二 二 二 二 二	四八 三六 二四 二四 二四 二四 二六	

<p>五 電気課に勤務する職員</p>	<p>四 本局において運転士の職務に従事する職員</p>	<p>三 東部事務所及び西部事務所に勤務する職員（一及び二に掲げる職員を除く。）</p>	
<p>作業上着（冬上着） 作業上着（夏上着） 作業スポン 作業帽 運動靴又は地下足袋 雨がつば</p>	<p>ゴム製半長靴 布製手袋 防寒着 盛夏スポン 盛夏シャツ 運転服（スポン） 運転服（上着）</p>	<p>防寒着 雨がつば ゴム製長靴 運動靴又は地下足袋 作業帽 作業スポン 作業上着（夏上着） 作業上着（冬上着）</p>	<p>ゴム製長靴</p>
<p>— — — — —</p>	<p>— 四 — 二 二 二 二 一</p>	<p>— — — 二 一 二 二 二 二 二</p>	<p>—</p>
<p>三六 三六 三六 三六 三六 三六 三六</p>	<p>二四 一二 六〇 四八 四八 四八 四八 三六</p>	<p>三六 二四 三六 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四 二四</p>	<p>二四</p>
			<p>保守員にあつては、貸与期間を一二月とする</p>

<p>六 開発課に勤務する職員</p>	<p>防寒着 作業上着（冬上着） 作業上着（夏上着） 作業スポン 作業帽 運動靴又は地下足袋 雨がつば ゴム製長靴 防寒着</p>	<p>— — — 二 一 二 二 二 二 二</p>	<p>三六 三六 三六 二四 二四 二四 二四 二四 二四</p>	
---------------------	---	----------------------------	-----------------------------------	--

（茗荷谷ダム操作規程の一部改正）

第三条 茗荷谷ダム操作規程（昭和五十年二月鳥取県企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「発電集中管理所」を「東部事務所」に改める。

附 則

この訓令は、平成十年四月一日から施行する。